

展示会等出展費用補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、取引支援事業実施要綱第5条に基づき行う展示会等出展費用補助金交付事業の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国内で開催される製品等を一堂に展示・紹介する展示会、見本市、ビジネスフェア等（以下「展示会等」という。）に出展・参加する県内企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、県内企業の販路開拓を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、県内に事業所を有し展示会等への出展品を自ら開発、製造又は加工する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びそれらで構成する団体をいう。ただし、次号に規定する者を除く。以下同じ。）

(2)小規模事業者等（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者及びそれらで構成する団体をいう。以下、同じ。）

(対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、取引先や事業提携先の開拓、受発注の機会の確保を目的に国内で開催される展示会等（中小企業者等が申請する場合は県外で開催される出展小間が50以上の展示会等に限る。）へ出展する事業とする。ただし、次に掲げる展示会等に出展する場合を除く。

(1) 申請年度の翌年度以降に開催されるもの

(2) その場での小売を伴うもの

(3) 農林水産品及び食品の出展を目的とするもの

(4) 広く一般に公開されていないもの

(5) その他公益財団法人みやぎ産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が不適當と認めるもの

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次の各号に定めるもので、かつ申請年度内に支払が完了する経費に限るものとする。ただし、国、県、その他の機関より同一の展示会等において補助金・助成金を受けている場合又は出展料等の減免等の支援（以下「減免等」という。）を受けている場合には、当該補助金・助成金又は減免等の対象となった経費は対象経費に含めないものとする。

- (1) 出展料（小間代、登録料など出展に際してかかる費用）
- (2) 展示装飾費
- (3) 輸送費（輸送にかかる保険料を含む。）
- (4) 広報物制作費（補助対象事業のため新規に作成したものに限り。）
- (5) 旅費（展示会等開催都道府県に応じ別表に定める額（ただし、旅行者の出発地が宮城県外の場合は、当該額と当該出発地の所在する都道府県に対応する別表の額の差額）とし、2名分（複数の中小企業者で構成する団体による出展（以下「団体申請」という。）の場合には当該構成企業数に2を乗じて得た数の人数分）を限度とする。）
- (6) 宿泊費（1人1泊につき8,000円で2名分（団体申請の場合には当該構成企業数に2を乗じて得た数の人数分）までとし、展示会等の開催期間中の宿泊費に限る。）
- (7) その他補助対象事業の実施に理事長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は150,000円を限度とする。ただし、団体申請の場合には当該構成企業数に150,000円を乗じた額を補助金の上限額とする。

（交付申請書の提出）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助事業開始前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。ただし、交付の申請は、1年度につき1度を限度とする。

- (1) 事業主体の概要がわかる資料（会社案内、パンフレット等）
 - (2) 展示会等の開催内容及び出展小間料等がわかるもの（出展募集要項等）
 - (3) 主な出展商品の商品カタログ等
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書
 - (5) 納税証明書（税目：全ての県税）
 - (6) その他関連資料（事業費積算の根拠（見積書）等）
- 2 申請は随時受付けるものとする。ただし、本補助金の当該年度における予算額に達した時点で受付けを終了するものとする。
- 3 中小企業者等又は小規模事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - (5) 法人である場合は当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又

は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 上記(1)から(4)までに規定する事業者等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (9) 県税に未納がある者

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、補助金交付のための資格要件、補助対象事業、補助金の額等に関して審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに交付決定通知書（様式第2号）により申請者に対して速やかに通知する。この場合、理事長は必要な条件を付することができるものとする。また、不適當と認めるときは、不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする

(変更手続き)

第9条 補助対象者は、補助対象事業を変更、中止又は廃止した場合は、速やかに事業計画変更等届出書（様式第4号）を作成し、理事長に届出なければならない。ただし、補助金額の総額に変更がない場合はこの限りではない。

(補助金の支払い)

第10条 補助対象者は、展示会等への出展が完了した場合は20日以内に事業完了報告書（様式第5号）に経費の支払等を証明する書類の写しを添え、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の完了報告書が提出された場合は速やかに検収し、補助金の額を確定するとともに、様式第6号により当該交付決定者に対し通知するものとする。

3 補助対象者は、前項の確定通知に対して疑義がなければ、様式第7号による請求書を理事長あて提出するものとし、機構は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(実績把握)

第11条 補助金を受けた者は機構が行う本事業に係る必要な調査に対し、特段の事情がない限り協力しなければならない。

(取り消し)

第12条 理事長は、補助対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したと認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金交付申請に虚偽があった場合

- (2) 補助金交付の条件に反した場合
 - (3) 法令違反及び公序良俗に反する行為、倒産等で本補助金に係る事業の遂行が困難と認められる場合
 - (4) 補助金を目的外に使用したと認められる場合
 - (5) その他、本要項に定める条項に反した場合
- 2 理事長は、前項による取り消しを行った場合で、既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を、理事長が別に定めることができるものとする。

〔附 則〕

この要項は、平成26年6月2日より施行し適用する。

〔附 則〕

この要項は、平成26年10月20日より施行し適用する。

〔附 則〕

この要項は、平成28年4月1日より施行し適用する。

〔附 則〕

この要項は、平成29年4月1日より施行し適用する。

別表

都道府県名	旅費の額
北海道	35,000 円
青森県	12,000 円
岩手県	
秋田県	
宮城県	0 円
山形県	2,000 円
福島県	
茨城県	20,000 円
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	37,000 円
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	41,000 円
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	49,000 円
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	52,000 円
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	56,000 円
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	

